

平成二十年二月二十六日提出
質問第一一七号

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一六九第九〇号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一六八第三九五号）並びに「政府答弁書三」（内閣衆質一六五第一八二号）を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書三」によると、外務省が保有する全てのワイン（以下、「全てのワイン」という。）を使用する際、物品供用簿に分類、年月日、品名、摘要及び受払状況の五点（以下、「五点」という。）を記載することになっているとのことであるが、「五点」の他に記載しなくてはならない事項はあるか。

二 「五点」のうち「分類」には、具体的にどの様な内容を記入することが求められるのか説明された。右はワインの銘柄、またはワインを使用する場、使用する相手等を記入するものか。

三 「五点」のうち「年月日」には、具体的にどの様な内容を記入することが求められるのか説明された。右にはワインを購入した、または使用した年月日を記入するものか。

四 「五点」のうち「品名」には、具体的にどの様な内容を記入することが求められるのか説明された。右は購入または使用したワインの銘柄を記入するものか。

五 「五点」のうち「摘要」には、具体的にどの様な内容を記入することが求められるのか説明された

い。右はワインを使用する場合、使用する相手、またはワインを持ち出す人物の官職氏名等を記入するものか。

六 「五点」のうちの「受払状況」には、具体的にどの様な内容を記入することが求められるのか説明されたい。右はある銘柄のワインの使用本数または残数等を記入するものか。

七 一で、「五点」の他にも物品供用簿に記載することを求められる事項があるのならば、具体的にどのような内容を記入することが求められるのか説明されたい。

八 「政府答弁書二」にある、二〇〇一年から二〇〇五年までの五年間の間に外務省が購入したワイン二千三百六十六本について、二〇〇八年一月十日現在、どの銘柄のものが何本使われ、何本が残っているかとの問いに対して、「政府答弁書一」では、「当初のお尋ねが平成十三年度から平成十七年度までに購入したワインに関して平成二十年一月十日現在での銘柄別に使用された本数及び残数についてであったことから、ワインはそのような形で管理されていないため、お答えすることが困難である旨先の答弁書（平成二十年一月十八日内閣衆質一六八第三九五号）一について述べたものである。」との答弁がなされているが、例えば二と四でワインの銘柄が、三でワインが購入されたまたは使用された年月日が、そして六であ

る銘柄のワインの使用本数または残数等が物品供用簿に記入されているのならば、右の問いに答えられるのではないのか。

九 外務省は「エクセル」というマイクロソフト社が開発した、表計算をすることができるパソコンソフトを承知しているか。また、「エクセル」で作成した表では検索をすることができるところを外務省は承知しているか。

十 物品供用簿に記入する事項を「エクセル」を用いて表を作成することで、「全てのワイン」の銘柄ごとの残数を把握することが可能になる等、管理がより容易になると思料するが、外務省の見解如何。これまでの質問主意書で右と同様の問いをしてきているが、外務省の答弁は「政府答弁書一」にあるように、「適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていない」との答弁を繰り返しているが、右の問いに対しても同様の答弁を繰り返すのではなく、何をもって現在の外務省における「全てのワイン」についての物品管理簿、物品供用簿の作成の仕方が適正と考えるのか、電子化することの利点を外務省はどう認識しているのかに触れた上での答弁を求める。

右質問する。